

## 交野市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

交野市長 様

交野市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名（住民票の写し等に記載のある者）	フリガナ		
生 年 月 日	年	月	日
住 所	〒		
不正取得に係る通知	希望する ・ 希望しない		

代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人      2. 成年被後見人の法定代理人 3. その他代理人
氏 名	フリガナ
住 所	〒
連 絡 先	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 次の書類を提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

## ※市記入欄

対象証明書の有無	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（記載事項証明含む） <input type="checkbox"/> 住民票の除票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の（除）附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄（抄）本 <input type="checkbox"/> 除籍謄（抄）本		
制度の対象となる戸籍	本籍		筆頭者
	本籍		筆頭者
	本籍		筆頭者

## ※担当課事務処理欄

受付	事前登録	本人等の確認書類	備考
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人  <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基カード  <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他	

(裏)

## 交野市本人通知制度について

- 1 この制度は、交野市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）の謄本・抄本（全部事項証明書・個人事項証明書）及び戸籍（除籍を含む。）の記載事項証明書（一部事項証明）（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（自己等（注）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注) 自己等・・・（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者

（戸籍関係） 自己、自己の配偶者、直系尊属又は卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に交野市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 交野市住民票の写し等交付通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
- 4 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、交付した住民票の写し等の種別、交付枚数です。
- 5 交野市個人情報保護条例第13条に基づき自己に係る個人情報の開示を請求することができます。
- 6 事前登録を希望する者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申し込みをすることができます。15歳未満の者及び成年被後見人については、法定代理人が申請してください。
- 7 住所、氏名等に、事前登録した内容に変更が生じた場合や事前登録を廃止される場合は、届出が必要です。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

### ※不正取得に係る通知について

不正取得に係る通知については、不正取得が明らかになった場合にその事実を事前登録者のうち、希望する者に通知するものです。事前登録以前（住民票等請求書の文書保存期間に限る）の不正取得も通知対象とし、住民票の写し等を第三者に交付した日、交付した住民票の写し等の種別、交付枚数の他、請求者名、不正取得の認定理由を通知します。